

原議保存期間	10年(令和8年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 人 少 発 第233号
 佐 本 刑 企 発 第199号
 佐 本 捜 一 発 第194号
 令 和 7 年 1 2 月 1 8 日

各 部 長
 各 参 事 官 殿
 各 所 属 長

有 効	令和13年3月31日まで
人身安全・少年 人身安全	
捜査課 監視	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

人身安全関連事案への対処体制等について（通達）

人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いことから、認知の段階から事案の終結に至るまで、継続的に生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ、被害者等の安全の確保を最優先に対処することが肝要である。

各所属長にあっては、こうした観点から、下記のとおり、人身安全関連事案への対処に万全を期されたい。

なお、「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和6年6月13日付け佐本人少発第120号ほか）は廃止する。

記

1 人身安全関連事案の類型

人身安全関連事案は、以下のものが該当する。

- (1) ストーカー事案
- (2) 配偶者からの暴力事案等
- (3) 上記(1)及び(2)以外の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案
- (4) 行方不明事案
- (5) 児童虐待事案
- (6) 高齢者虐待事案
- (7) 障害者虐待事案(精神科病院における業務従事者による障害者虐待を含む。)

- (8) 上記以外の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案（以下「非定型事案」という。）

非定型事案としては、例えば、近隣トラブルや知人間・親族間のトラブル等で騒音苦情や金銭貸借を理由とした執拗な嫌がらせが認められる事案等であって、加害者と被害者等の関係等から、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものなどが該当し得る。

2 基本的考え方

人身安全関連事案は、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事案であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことに加えて、加害者と被害者等の関係が継続的であるものも含まれており、加害者が被害者等に対して危害意識を有している場合、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶことがある。

したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、加害者に対する警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙等による加害行為の阻止を図ること。

また、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、客観的証拠があり、逮捕の必要性が認められる場合は、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを積極的に検討すること。

あわせて、被害者等に対しては、危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、安全な場所へ速やかに避難させること、又は加害者との関係性を完全に絶たせることなどを最優先に検討し、身辺の警戒等の執り得る措置を確実に行うことにより、被害者等の保護を徹底すること。

3 警察本部及び警察署における体制の確立

(1) 警察本部における一元的対処体制

人身安全関連事案の危険性・切迫性を正確に評価し、執るべき措置を検討するためには、知見と経験を蓄積し、体制の充実した警察本部による速やかな事態の掌握とその主導の下での対処が必須である。

したがって、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、このため、

警察本部に、人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）を確立すること。

この本部対処体制は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、事案の終結に至るまで、継続的に関係警察署と緊密に連携の上、警察署長による事案の認定及び危険性・切迫性の評価に基づく加害者の事件検挙、行政措置、被害者の保護措置等に関して、当該警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とするものであり、生活安全部門及び刑事部門を総合した編成とすること。

また、本部対処体制には、警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を含むものとする。

なお、個別の事態に応じて、本部対処体制のほかに各部門から必要な捜査力の積極的な投入も検討すること。

(2) 本部対処体制の構成

本部対処体制は、生活安全部長をチームリーダーとし、司令塔、副司令塔、統括官、現場支援班、被害者支援班、通信指令班、事務局及び連合当直をもって構成すること。

司令塔は人身安全・少年課長を、副司令塔は捜査第一課長を、統括官は人身安全・少年課人身安全対策室長及び捜査第一課広域捜査官を指定すること。

なお、本部対処体制の具体的な編成は、生活安全部長が別に定めること。

ア 司令塔

司令塔は、情報集約し、本部対処体制を統括・指揮する。

イ 副司令塔

副司令塔は、事件化の判断、事件検挙の指揮を行う。

ウ 統括官

統括官は、司令塔及び副司令塔を補佐するとともに、関係する都道府県警察との連絡調整を行う。

エ 現場支援班

現場支援班は、事件検挙や保護対策の支援、その他必要な支援活動を行う。

オ 被害者支援班

被害者支援班は、被害者等の一時避難の支援、その他必要と認められる支援活動を行う。

カ 通信指令班

通信指令班は、通報受理時の速やかな指令と各種手配、各班との情報共有を行う。

キ 事務局

事務局は、本部対処体制の活動に必要な事務を行う。

ク 連合当直

連合当直員は、夜間・休日の本部対処体制要員として情報収集し、警察署に助言・指導等を行うとともに、関係する都道府県警察との連絡調整等を行う。

(3) 警察署における対処体制

ア 警察署対処体制の構成

警察署においては、警察署長を体制責任者、副署長を体制副責任者とし、人身安全関連事案への対処を統括する体制管理者（署の司令塔）に刑事官を指定すること。ただし、刑事官が置かれていない警察署は、副署長を体制管理者に充てること。

また、体制管理者を補佐し、責任者の対処方針等に従って現場の指揮や本部対処体制との連絡調整等を行う体制補助者として、生活安全部門及び刑事部門の課長を充てること。

なお、当番体制下で相談等がなされたときの対処体制についても、あらかじめ確立しておくこととし、当番体制下においては、体制補助者に当番責任者を充てること。

イ 対処体制外で受理した場合の対応

人身安全関連事案に係る相談等については、交番・駐在所を含め対処体制外において受理する場合が少なくないところ、そうした場合においても、署対処体制は直ちに連絡を受け、必要な指揮等をした上で、速やかに現場臨場するか、又は現場で取扱い中の者に対して警察署への関係者の同行を要請するなど、原則として、対処体制の要員が直接その対応に当たること。

(4) 対処体制内における情報共有

警察本部及び警察署の対処体制は、個人の力量に拠らず、それぞれの関係部門間における適時的確な情報共有が行えるよう、マニュアルを確認するなどして徹底すること。

(5) 本部長報告の類型化

人身安全関連事案において、本部対処体制と警察署が一体として対処するため、

ア 被害者等の安全確認ができず、かつ、犯罪に巻き込まれている可能性を払拭できない事案

イ 危険性・切迫性が極めて高く、かつ、被害者等の安全確保に困難がある事案については、警察本部長への報告を徹底すること。

具体例としては、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待等事案（過去に終結しているものを含む）に関して、

(ア) 危険事象関係

① 被害者等が行方不明（行方不明者届出の有無を問わず）である事案

- ② 加害者において、自殺・自傷企図がある事案で、かつ、理由を問わず、被害者の避難が困難であるなど、被害者等の安全確保に特段の対応が必要な事案
- ③ 加害者において、被害者等の生命・身体に対する危害言動がある事案で、かつ、当該言動が刑罰法令に抵触しているものの、被害者等が被害届を提出しないなど、警察の介入を拒否している事案
- ④ 加害者において、所在不明（行方不明者届出の有無を問わず）又は被害者等へ物理的に接近しようとする行為がある事案で、かつ、理由を問わず、被害者の避難が困難であるなど、被害者等の安全確保に特段の対応が必要な事案
- ⑤ 加害者について、過去に粗暴犯や凶悪犯の犯罪歴及び110番通報等による取扱いがある事案

(イ) 特異行方不明者関係

- ① 殺人、略取誘拐、不同意性交等、人身売買などの重要犯罪の被害に遭っているおそれが払拭できない事案
- ② 年少者をはじめとする自救無能力者が、事件・事故に巻き込まれている可能性のある事案
- ③ 来日外国人（技能実習生を除く）が、事件・事故に巻き込まれている可能性のある事案

とする。

4 人身安全関連事案への対処

(1) 事案認知時の対応

本部対処体制において事案を的確に把握するため、人身安全関連事案の全てについて、事案を認知した段階で警察署長に速報するとともに、並行して本部対処体制に速報すること。

また、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が高まる可能性がある事象（以下「危険事象」という。）を新たに認知した場合についても、同様に速報すること。

報告を受けた警察署長は、事案の認定及び危険性・切迫性の評価を行うとともに、本部対処体制からの指導・助言を受けつつ、対処方針及び署対処体制を決定すること。

本部対処体制は、警察署に対し継続して指導・助言を行うとともに、事案の危険性・切迫性や署の体制等に応じて、現場支援要員の派遣やその他の応援派遣等必要な支援を行うこと。

あわせて、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、関係都

道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(2) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、警察署長は、直ちに即応態勢を確立し、本部対処体制は、現場支援要員等を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言・支援を行うこと。

また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合は、被害者等周辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できないとき、又は危険性・切迫性を評価することが困難であるときは、危険性・切迫性が高いものとみなして、同様に対処すること。

このため、平素から管内の行政機関等と連携できる体制を構築しておくこと。

(3) 加害者への措置

人身安全関連事案の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(4) 生活安全部門と刑事部門の連携

人身安全関連事案に係る相談等への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を正確に評価するため必要があると認めるとき、事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があると認めるときなどには、生活安全部門の担当者と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。

(5) 事案の継続的な管理と事態の掌握

人身安全関連事案は、事案認知から終結に至るまで長期化するものが多く、被害者等の保護等においても継続的な対応を要するものであることから、警察署長は本部対処体制と緊密に連携し、当該事案の継続的な管理を徹底すること。

また、複数にわたる相談等がある事案については、個々の相談等には危険性・切迫性が認められなくても、事案の全体像を俯瞰的に捉えなければ危険性・切迫性を正しく評価することができず、個々の相談等への対処が一見適切であっても、結果的に重大事件に発展する場合があることから、単に被害者等に対する防犯指導や加害者に対する口頭指導を繰り返すなど漫然と従前の対応を踏襲したり、加害者に口頭指導を実施したことや、被害者等が県外や警察署の管轄外に転居したことなどをもって安易に終結したりすることのないよう、関連のある複数の相談等を集約し、事態の全体像を掌握した上で危険性・切迫性を評価し、適切に対処すること。

なお、継続的に管理している事案において、長期にわたって一切の対処を行わないなど、実質的に管理が行われていない状態のままにすることのないようにすること。

(6) 事案終結の判断

人身安全関連事案に係る被害の未然防止・拡大防止を図るためには、限られた警察力をより危険性・切迫性の高い事案の対処に集中させる必要があることから、継続的に対処している事案において、

ア 一定期間、危険事象の発生がなく、危険性・切迫性がないと認められる事案

イ 危険性・切迫性が低くなっており、かつ、被害者等が継続的な対処を求めている事案

のいずれかに該当するものは、本部対処体制の確実な管理の下で、警察署長において終結の適否を判断すること。

また、一旦、終結と判断した事案について、再び危険事象が発生する事例もあることから、新たな相談等が寄せられた場合には、過去に終結した事案と併せて総合的に危険性・切迫性を評価し、継続的に対処すること。